

新型インフルエンザ等対策に関する
業務計画及び事業継続計画

2019年 4月

東彩ガス株式会社

制定

- ・平成26年2月

改定

- ・平成26年7月 : 組織改正
- ・2019年4月 : 組織改正

目次

第1章 総則

- 1 - 1 業務計画の目的・基本方針…………… 1
- 1 - 2 業務計画の運用…………… 1

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

- 2 - 1 新型インフルエンザ等対策の実施体制…………… 1
- 2 - 2 情報収集及び共有体制、関係機関との連携…………… 3

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

- 3 - 1 新型インフルエンザ等対策業務の実施方法…………… 3
- 3 - 2 感染対策の検討・実施…………… 3

第4章 事業継続計画

- 4 - 1 基本方針…………… 4
- 4 - 2 継続業務の特定と継続方法…………… 4

第5章 その他

- 5 - 1 教育・訓練…………… 7
- 5 - 2 計画の見直し…………… 8

- 別表－1 非常体制組織図…………… 9
- 別表－2 非常体制の分担業務…………… 10
- 別表－3 体制発令の代行順位…………… 11
- 別表－4 防災関係機関との情報連絡経路…………… 12
- 別表－5 主な保健所一覧…………… 13

第1章 総 則

1 - 1 業務計画の目的、基本方針

(1) この業務計画（以下「この計画」という。）は、新型インフルエンザ等が日本国内において大発生した場合においても、人命最優先の原則から感染拡大防止を前提に、ガスの供給を可能な限り維持し、ライフライン事業者としての社会的使命を果たすため、必要な対応・措置を定めるものである。

1 - 2 業務計画の運用

(1) この計画の対象とする「新型インフルエンザ等」とは、以下の通りとする。

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法という）第6条第7項に規定される新型インフルエンザ等感染症。
- ・感染症法第6条第9項に規定される新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザ等感染症と同等に社会的影響が大きなもの。

(2) 新型インフルエンザ等の発生時の被害は、従業員の最大40%が欠勤し、流行が8週間続くと想定する。また、他の社会機能維持者（※）は最低限度の稼働がなされていると想定する。

※ 治安を維持する者、ライフライン事業者（電力・ガス・水道）、ライフラインを維持するために必要な物資を輸送する者、国または地方公共団体の危機管理に携わる者、国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

2 - 1 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 新型インフルエンザ等の発生段階は、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成29年9月）」に定めるとおりとする。

< 発 生 段 階 >

発 生 段 階	状 態
未 発 生 期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海 外 発 生 期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国 内 発 生 早 期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発

	生していない状態) ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態） ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準で止まっている状態

(2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の体制は、原則として、以下の区分による。

＜ 体 制 の 区 分 ＞

新型インフルエンザ等の発生状況	体制の区分
未発生期・海外発生期	平常体制
国内発生早期・国内感染期	非常体制
小康期	平常体制

(3) 平常時より、新型インフルエンザ等の大流行時に備えて、従業員の安全確保を行いつつ、ガスの安定供給を行うために最低限必要な業務について、予め課題を抽出・検討し、実施体制等の条件を整備する。また、ガス事業継続のために必要な交代・補助員確保のための課題を抽出し、対応策についても検討する。

(4) 非常体制時には、的確かつ迅速な対応をはかるため、[別表－1]に示す特別な非常体制組織とし、[別表－2]に示す非常体制の分担業務を整備する。また、体制がより有効に機能するよう、訓練等を必要に応じ実施する。

(5) 非常体制への移行は、非常体制を維持運営管理する事務局（以下単に「事務局」という。）の具申にもとづいて社長が決定する。ただし、社長が不在の場合には規定の代行順位[別表－3]に基づき代行する。

(6) 総務部長は、厚生労働省がインフルエンザ等の流行終息を宣言した場合、その他必要がなくなった場合

には、非常体制を解除または変更する。

2 - 2 情報収集及び共有体制、関係機関との連携

- (1) 平常時より、事務局等は、[別表-4]に定める外部諸機関を通じて国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (2) 非常体制時には、[別表-4]に定める外部諸機関を通じて国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (3) 各班は、得られた情報を、必要に応じて迅速かつ適切に関係部署に周知する。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

3 - 1 新型インフルエンザ等対策業務の実施方法

3 - 1 - 1 非常体制における対応

- (1) 総務広報班、厚生班、お客様対応班、導管班、システム班は、新型インフルエンザ等の感染状況に応じて、2 - 1に定める事業運営体制へ移行する。
- (2) 各班は、非常対策本部の指示により、前項の事業運営体制に協力する。

3 - 2 感染対策の検討・実施

3 - 2 - 1 平常時における対応

- (1) 従業員への感染防止の観点から、医療用マスク、ゴーグル等を必要数備蓄する等、新型インフルエンザ等の流行に備えた準備を行うとともに、手洗いの励行、健康状態の自己把握に努めるよう求めるなど、感染防止意識の啓発等を行う。

3 - 2 - 2 非常体制における対応

- (1) 厚生班は、対策本部設置後、速やかに以下の事項を従業員に周知・徹底する。
 - ① 新型インフルエンザ等の基礎知識とマスク着用、手洗い・うがい励行等の感染予防策に加え、感染拡大を防止するための「咳エチケット」等
 - ② 発熱時には直ちに医療機関を受診し、医師の指示に従うべきこと
 - ③ 従業員等及びその家族が新型インフルエンザ等に感染した場合、または感染者に接触した場合の、会社への連絡、勤務の取り扱い等、社員等が取るべき措置に関すること
 - ④ 国内外の新型インフルエンザ等の感染状況に加えて、全社の新型インフルエンザ等の罹患状況について

- ての継続的な把握及び地域の保健所等との綿密な連携に関すること
- ⑤会議・集会・教育研修・イベント等の延期または制限に関すること
- ⑥新型インフルエンザ等の発生国・地域への出張・旅行等に関する取り扱い
- ⑦国及び地方公共団体の指示に基づく、ワクチン接種等の新型インフルエンザ等の予防措置に関すること

第4章 事業継続計画

4 - 1 基本方針

(1) 最優先する事項

お客様、従業員（家族含む）、供給継続に資する関連事業者、の生命保護を事業継続に優先する。

(2) 事業継続計画の基本的な考え方

ガスの供給について、大規模な供給途絶を招かないことを目的とする。それ以外の業務については、人命保護・感染拡大防止の観点から縮小する。特にお客様と対する業務は最小限度に留める。

(3) 事業継続計画の発動

原則として国内発生早期の状況になった時点で、社長が事業継続計画を発動する。

4 - 2 継続業務の特定と継続方法

(1) 重要業務・縮小業務・休止業務の分類及び継続方針

平常時の業務を以下のとおり2つに分類し、原則「A 重要業務」を継続、「B 縮小業務」を縮小することとし、事業継続計画を発動した際に、速やかに対策本部長が具体的な決定を行い移行する。

＜ 業 務 の 分 類 ＞

区分	名 称	内 容
A	重 要 業 務	ガスの供給維持に必須な業務及びその支援業務（システム、広報、電話受付、勤務管理等）
B	縮 小 業 務	ガスの供給の継続に直接関与しない業務

(2) 具体的な業務の区分

前項の分類に基づき、以下のとおり業務を区分する。

＜ 業 務 の 区 分 ＞

部 門	業 務	区分	備 考
供給保安	供給管理、圧力管理	A	中長期的な供給計画除く
	主要導管の維持管理	A	中圧ガバナ、供給所、ホルダー含む
	主要導管以外の維持管理	B	法定の漏えい調査含む
	ガス導管工事	B	新設含む。但し、緊急性を有するものは「A」
	ガス漏れ、供給支障対応	A	※1 参照のこと
システム 関連業務	供給・顧客管理等、供給に必須なシステムの保守業務	A	導管・供給管理システム含む
総 務 経 理 業 務	感染拡大に関する業務	A	
	対策本部支援業務	A	
	労務管理	A	
	経理処理	A	但し、最低限度
	広報	A	業務停止実施の広報やマスコミ対応が必要
	上記以外（福利厚生、中長期要員計画等）	B	
お 客 様 関連業務	電話受付	A	※1 および ※2 参照のこと
	検針	A	
	開閉栓	B	新設開栓含む。※2 参照のこと
	面対しての料金収受	B	銀行振り込み等は継続
	ガス機器販売、修理	B	※2 参照のこと
	新規営業（切替作業含む）	B	
	定期保安巡回	B	法定周知・調査含む
	内管工事	B	新設含む。但し、緊急性を有するものは「A」
	ショールーム業務	B	
	料理教室	B	
	エコステーションの運営	A	営業時間を考慮
資材調達 関連業務	供給継続に必要な資材類（導管材料含む）の調達	A	
	上記以外の資材類の調達	B	

※1 緊急保安業務のうち、下記の面対が必要なものについても抑制を検討する。

○「マイコン復帰」・・・電話でお客様にて復帰頂く。ガス臭い等の異常がない限り出動しない。

○「灯内内管修理」・・・検知器調査等でメーターガス栓まで異常がないことが確認できた場合は、メーターガス栓を閉止し、ガスの使用ができないことを要請する。

原則として、「灯内内管」の修理は行わない。

○「機器修理」…………… 当該機器の使用を中止していただく。

※2 お客様が社会機能維持者、救急指定病院等、社会的重要な施設である場合は、対応の是非を個別に判断する。

(3) 業務継続における人員計画

業務継続における人員計画については、従業員最大40%が欠勤、流行が8週間続くと想定して、以下のとおり人員計画を策定する。

しかしながら、各部署の出勤可能な人員には、相当な差異が想定されることから、各班において必要最小限度の人員を確保するため、事務局は、部署間の一時的応援を含め、連携対応を図るものとする。

< 非常体制時の人員計画 >

統括班	部署名	確保する人員
対策本部	本部長および副本部長	2名以上
事務局	取締役 総務部	総務部2名以上、全体で3名以上
総務広報班	総務部 経理部 業務部 営業企画部	各部署3名以上、全体で13名以上
厚生班	総務部 供給保安部 都市ガス営業部 LPG営業部	総務部は前掲、供給保安部は4名以上、都市ガス営業課並びにLPG営業所は、お客様件数の規模により最低2名以上、平常体制の半数以上を確保
お客様対応班	ハウジング部 総合エネルギー部 新規開発部 都市ガス営業部 リフォーム部 お客様コールセンター LPG営業部	各部署、平常体制の半数以上を確保する。 コールセンター以外の業務は、お客様等と面対する業務が多いことから縮小するものとし、コールセンターは、平常体制の人員を確保
導管班	供給保安部	各部署、平常体制の半数以上を確保する。 導管工事等が縮小業務となるが、漏えい等の緊急工事に対応するため、平常体制の半数以上を確保する。また、協力業者についても、平常体制の半数以上を確保

システム班	業務部 供給保安部	各部署4名以上
-------	--------------	---------

(4) 特定接種

①特定接種の概要

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

②特定接種の対象となり得る者

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

- ・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

③特定接種の事業者登録

特定接種の登録に係る実施主体は、厚生労働省である。

- ・県は、国が定める特定接種に関する実施要領に基づき、業種を担当する府省庁に協力し、当該事業者の登録内容について確認を行い、厚生労働省に対して、当該事業者の登録に係る連絡をする。

上記を踏まえ、当社は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者として、県から特定接種の対象となり得る者に指定された。

④特定接種の実施

県及び市町村は、国と連携し、対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を実施する。

第5章 その他

5 - 1 教育・訓練

(1) 感染予防に関する教育

感染予防に関して、従業員全員に対し教育・訓練を計画して実施する。

(2) 感染発生を想定した初動訓練

感染発生を想定し、感染者が確認された場合の初動措置などの適切な対応ができるよう計画的に訓練を実施する。

(3) 供給継続に係る訓練

優先業務Aの指定を受けた従事者に対して、平常の業務以外の指定を受けた者はその業務が円滑に実施できるよう訓練する。

(4) 全体訓練

全体訓練として、対策本部の設置に始まり、優先業務Aの遂行に至る一連の流れを関係者で確認する訓練も計画して実施する。

5 - 2 計画の見直し

- (1) 新型インフルエンザ等の大流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されることから、今後の情勢の変化等を踏まえて、この業務計画は、随時見直し、必要に応じて、修正を加えるものとする。

※なお、別表については、ホームページでは掲載しておりません。